

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年4月5日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	N Z A M キャッシュ・アルファ・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 上限2兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年11月30日付けをもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、ファンドの繰上償還にかかる記載事項等を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書のうち以下の記載内容を訂正します。

（＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している_____下線部は訂正部分です。＜更新・訂正後＞に記載している内容は、原届出書が更新・訂正されます。）

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

<訂正前>

平成27年12月1日から平成28年11月30日までとします。－（継続申込期間）
上記継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成27年12月1日から平成28年4月22日までとします。なお、平成28年2月3日以降、分配金再投資を除き取得申込の受け付けを中止しております。（平成28年4月5日現在）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの特色>

<更新・訂正後>

1

安定した収益の確保を目指して、安定運用を行います。

- わが国の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
- 組入資産のうち、わが国の国債証券、政府保証債券および日銀が発行する債券以外の有価証券については、原則として投資時点において信用格付業者等※からP－2格もしくはA－2格相当以上の短期信用格付またはA3格もしくはA－1格相当以上の長期信用格付を付与されているもの、また信用格付を取得していない場合には、投資時点において委託者が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものとします。
※信用格付業者等は、金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。
- 組入資産は、原則として受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないものとします。また、組入資産の平均残存期間は、原則として90日を超えないものとします。

2

毎日決算を行い、収益を運用実績に応じて分配します。

- 収益分配金は毎日計算され、毎月最終営業日に1ヵ月分をまとめて、税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
- 分配金は、運用実績により変動しますので、あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。

3 購入・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。※

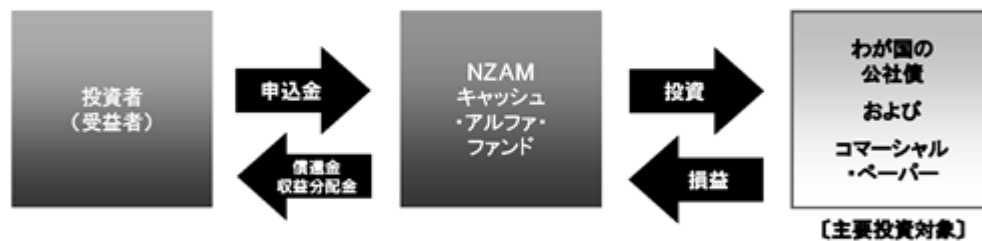
- 購入のお申込みは、1,000万円以上1円単位でいつでもできます。購入時手数料はかかりません。
- 換金のお申込みは、いつでもできます。ただし、1件あたり10億円以上の換金には、事前のお申出が必要です。事前のお申出は、換金申込受付日から起算して3営業日前の午前12時までとします。
- 換金手数料はかかりません。換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日からお支払いします。
- 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。

※購入・換金のお申込みの詳細については、後述「手続・手数料等《お申込メモ》」をご覧ください。

ファンドの仕組み

当ファンドは、わが国の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

当ファンドは、単独で債券市場等へ直接投資を行います。



主な投資制限

◎外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（４）【その他の手数料等】

<更新・訂正後>

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁するものとします。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資

金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（１）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（以下、略）

<訂正後>

（１）申込期間

当ファンドの取得申込は平成28年４月22日までとします。なお、平成28年２月３日以降、分配金再投資を除き取得申込の受け付けを中止しております。（平成28年４月５日現在）

（以下、略）

２【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（１）一部解約申込（当ファンドは、原則として買取請求による換金制度はありません。）

受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

原則として、販売会社の毎営業日の午後３時 までに販売会社所定の方法で換金の申し込みを行うものとします。

販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

10億口以上の解約請求には、事前のお申出が必要となります。事前のお申出は、解約申込受付日から起算して、３営業日前の午前12時までとします。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（以下、略）

<訂正後>

（１）一部解約申込（当ファンドは、原則として買取請求による換金制度はありません。）

一部解約の申込は、平成28年４月22日までとします。平成28年4月23日以降は、換金申込受付を停止させていただき、すべて繰上償還の取扱いとなります。

受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

原則として、販売会社の毎営業日の午後３時 までに販売会社所定の方法で換金の申し込みを行うものとします。

販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

10億口以上の解約請求には、事前のお申出が必要となります。事前のお申出は、解約申込受付日から起算して、3営業日前の午前12時までとします。なお、平成28年4月11日より、事前のお申出は不要となります。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（以下、略）

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結の日から約款第43条第6項、約款第45条第1項、約款第46条第1項、約款第47条第1項および約款第49条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

<訂正後>

平成19年9月20日から平成28年4月28日までとします。

4【受益者の権利等】

<訂正前>

受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）～（ロ）（略）

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）10億口以上の解約請求には、事前のお申出が必要となります。事前のお申出は、解約申込受付日から起算して、3営業日前の午前12時までとします。信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

（以下、略）

<訂正後>

受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）～（ロ）（略）

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）10億口以上の解約請求には、事前のお申出が必要となります。事前のお申出は、解約申込受付日から起算して、3営業日前の午前12時までとします。なお、平成28年4月11日より、事前のお申出は不要となります。信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

（以下、略）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

<更新・訂正後>

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成26年3月31日）		当事業年度 （平成27年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
（資産の部）					
流動資産					
現金及び預金	1		3,585,705		3,475,106
分別金信託			10,000		100,000
有価証券			-		18,901
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		1,000,000
前払費用			83,049		97,523
未収委託者報酬			604,176		972,251
未収運用受託報酬			192,526		267,083
未収投資助言報酬			103,074		129,843
未収収益			7,780		6,173
繰延税金資産			79,274		81,864
その他			3,575		14,379
流動資産計			5,669,161		6,163,126
固定資産					
有形固定資産			135,569		125,201
建物	2	110,174		102,128	
器具備品	2	25,394		23,073	
無形固定資産			7,066		2,472
電話加入権等		7,066		2,472	
投資その他の資産			7,846,903		7,775,639
投資有価証券		694,440		640,129	
その他の関係会社有価証券		7,000,000		7,000,000	
長期差入保証金		82,164		80,729	
長期前払費用		1,702		1,527	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		36,179		20,836	
その他		25,715		25,715	
固定資産計			7,989,538		7,903,313
資産合計			13,658,700		14,066,439

		前事業年度 （平成26年3月31日）		当事業年度 （平成27年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			1,307,972		805,782
未払金			264,716		367,916
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		257,468		360,430	
その他未払金		4,101		4,339	
未払費用			81,053		95,588
未払法人税等			344,876		369,511
未払消費税等			45,191		107,951
賞与引当金			126,797		134,119
流動負債計			2,170,607		1,880,870
固定負債					
退職給付引当金			122,305		136,926
役員退任慰労引当金			37,600		32,800
固定負債計			159,905		169,726
負債合計			2,330,512		2,050,596
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		6,284,575		6,929,526	
別途積立金		5,505,000		5,805,000	
繰越利益剰余金		779,575		1,124,526	
利益剰余金計			6,358,615		7,003,566
株主資本計			11,278,615		11,923,566
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			49,572		92,275
評価・換算差額等計			49,572		92,275
純資産合計			11,328,188		12,015,842
負債純資産合計			13,658,700		14,066,439

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			3,357,672		4,369,327
運用受託報酬			1,017,193		1,148,040
投資助言報酬			188,093		223,173
営業収益計			4,562,958		5,740,540
営業費用					
支払手数料			553,412		746,689
広告宣伝費			13,498		578
調査費			973,290		1,275,966
調査費		389,080		402,367	
委託調査費		582,044		871,342	
図書費		2,165		2,256	
委託計算費			132,977		192,753
営業雑経費			56,236		59,570
通信費		20,579		20,120	
印刷費		23,710		24,281	
協会費		7,947		9,304	
諸会費		1,482		1,630	
その他営業雑経費		2,516		4,232	
営業費用計			1,729,414		2,275,557
一般管理費					
給料			1,080,977		1,178,305
役員報酬		85,618		87,195	
給料・手当		727,876		765,819	
賞与		126,384		178,870	
賞与引当金繰入額		126,797		134,119	
役員退任慰労引当金繰入額		14,300		12,300	
福利厚生費			144,015		159,431
交際費			9,142		21,140
旅費交通費			22,475		23,333
租税公課			29,721		33,479
不動産賃借料			161,753		161,863
賃借料			11		150
退職給付費用			19,558		23,536
固定資産減価償却費			22,368		21,400
業務委託費			237,897		259,436
諸経費			84,000		90,527
一般管理費計			1,811,921		1,972,604
営業利益			1,021,623		1,492,377

		前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			34,001		25,196
有価証券利息	1		43,192		34,245
受取利息			371		483
投資有価証券売却益			-		56,323
その他			51		28
営業外収益計			77,617		116,277
営業外費用					
支払利息	1		9,143		5,418
投資有価証券売却損			-		31,588
投資有価証券償還損			639		48
その他			0		3
営業外費用計			9,783		37,057
經常利益			1,089,457		1,571,597
特別損失					
固定資産除却損	2		173		1,832
減損損失	3		-		4,557
特別損失計			173		6,389
税引前当期純利益			1,089,284		1,565,207
法人税、住民税及び事業税			422,230		570,090
法人税等調整額			3,473		3,834
法人税等合計			418,756		566,256
当期純利益			670,527		998,950

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月 1 日 至 平成26年3月31日)

（単位：千円）

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,305,000	329,748	5,708,788	10,628,788
当期変動額								
剰余金の配当						20,700	20,700	20,700
別途積立金の積立					200,000	200,000	—	—
当期純利益						670,527	670,527	670,527
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	200,000	449,827	649,827	649,827
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,505,000	779,575	6,358,615	11,278,615

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	36,688	36,688	10,665,476
当期変動額			
剰余金の配当			20,700
別途積立金の積立			—
当期純利益			670,527
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,884	12,884	12,884
当期変動額合計	12,884	12,884	662,711
当期末残高	49,572	49,572	11,328,188

当事業年度(自 平成26年4月 1 日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,505,000	779,575	6,358,615	11,278,615
当期変動額								
剰余金の配当						354,000	354,000	354,000
別途積立金の積立					300,000	300,000	—	—
当期純利益						998,950	998,950	998,950
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	300,000	344,950	644,950	644,950
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,805,000	1,124,526	7,003,566	11,923,566

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	49,572	49,572	11,328,188
当期変動額			
剰余金の配当			354,000
別途積立金の積立			—
当期純利益			998,950
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	42,703	42,703	42,703
当期変動額合計	42,703	42,703	687,653
当期末残高	92,275	92,275	12,015,842

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

（３）役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 3,572,752千円	1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 3,439,929千円
2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 43,503千円 器具備品 91,779千円 合計 135,283千円	2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 53,441千円 器具備品 94,494千円 合計 147,935千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 43,192千円 支払利息 9,143千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 有価証券利息 34,245千円 支払利息 5,418千円
2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 173千円 合計 173千円	2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 1,832千円 合計 1,832千円
	3 減損損失 場所 本社（東京都千代田区） 用途 遊休資産 種類 電話加入権 金額 4,557千円 当該資産の使用見込がなく遊休状態であることから、帳簿価額を備忘価額まで減損し当該減少額を減損損失（4,557千円）として特別損失に計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	19,200	500	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	A種種類株式	1,500	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	336,000	利益剰余金	8,750	平成26年3月31日	平成26年6月27日
	A種種類株式	18,000	利益剰余金	1,200	平成26年3月31日	平成26年6月27日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	336,000	8,750	平成26年3月31日	平成26年6月27日
	A種種類株式	18,000	1,200	平成26年3月31日	平成26年6月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	499,200	利益剰余金	13,000	平成27年3月31日	平成27年6月26日
	A種種類株式	18,000	利益剰余金	1,200	平成27年3月31日	平成27年6月26日

（リース取引関係）

前事業年度 平成26年3月31日	当事業年度 平成27年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、その他の関係会社有価証券は金融債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及びその他の関係会社有価証券については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,585,705	3,585,705	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	694,440	694,440	-
(3)その他の関係会社有価証券(＊) 満期保有目的の債券	8,000,000	8,034,500	34,500
合計	12,280,145	12,314,645	34,500

（＊）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	3,585,384	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの	-	251,345	75,206	3,011
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	7,000,000	-	-
合計	4,585,384	7,251,345	75,206	3,011

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、その他の関係会社有価証券は金融債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券、その他の関係会社有価証券については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,475,106	3,475,106	-
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	659,030	659,030	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	8,000,000	8,026,975	26,975
合計	12,134,136	12,161,111	26,975

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（1）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

（3）その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	3,474,906	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満 期のあるもの	18,901	188,409	79,843	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	7,000,000	-	-
合計	4,493,807	7,188,409	79,843	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成26年3月31日）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	7,250,000	7,284,975	34,975
	小計	7,250,000	7,284,975	34,975
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	750,000	749,525	475
	小計	750,000	749,525	475
合計		8,000,000	8,034,500	34,500

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	522,542	433,235	89,307
	小計	522,542	433,235	89,307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	171,897	184,132	12,234
	小計	171,897	184,132	12,234
合計		694,440	617,368	77,072

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年3月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	7,250,000	7,277,600	27,600
	小計	7,250,000	7,277,600	27,600
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	750,000	749,375	625
	小計	750,000	749,375	625
合計		8,000,000	8,026,975	26,975

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	561,787	422,887	138,900
	小計	561,787	422,887	138,900
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	97,242	99,780	2,537
	小計	97,242	99,780	2,537
合計		659,030	522,667	136,363

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3．売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	282,232	56,323	31,588
合計	282,232	56,323	31,588

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成26年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成27年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	123,920	122,305
退職給付費用	19,558	21,347
退職給付の支払額	21,173	6,726
退職給付引当金の期末残高	122,305	136,926

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	122,305	136,926
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122,305	136,926
退職給付引当金	122,305	136,926
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122,305	136,926

（３）退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	19,558	21,347

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)																																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>ソフトウェア償却超過額</td><td>19,234</td></tr> <tr> <td>敷金償却否認</td><td>1,758</td></tr> <tr> <td>会員権評価損否認</td><td>3,016</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>45,190</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労引当金</td><td>13,400</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>43,589</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>4,360</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>26,121</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7,961</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>164,634</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>17,351</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>147,282</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>31,829</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>31,829</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>115,453</td></tr> </table>	ソフトウェア償却超過額	19,234	敷金償却否認	1,758	会員権評価損否認	3,016	賞与引当金	45,190	役員退任慰労引当金	13,400	退職給付引当金	43,589	その他有価証券評価差額金	4,360	未払事業税	26,121	その他	7,961	繰延税金資産小計	164,634	評価性引当額	17,351	繰延税金資産合計	147,282	その他有価証券評価差額金	31,829	繰延税金負債合計	31,829	繰延税金資産の純額	115,453	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>ソフトウェア償却超過額</td><td>21,106</td></tr> <tr> <td>敷金償却否認</td><td>2,112</td></tr> <tr> <td>会員権評価損否認</td><td>2,737</td></tr> <tr> <td>電話加入権評価損</td><td>1,473</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>44,393</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労引当金</td><td>10,607</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>44,379</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>834</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>28,943</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7,965</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>164,554</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>16,932</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>147,622</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>44,921</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>44,921</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>102,700</td></tr> </table>	ソフトウェア償却超過額	21,106	敷金償却否認	2,112	会員権評価損否認	2,737	電話加入権評価損	1,473	賞与引当金	44,393	役員退任慰労引当金	10,607	退職給付引当金	44,379	その他有価証券評価差額金	834	未払事業税	28,943	その他	7,965	繰延税金資産小計	164,554	評価性引当額	16,932	繰延税金資産合計	147,622	その他有価証券評価差額金	44,921	繰延税金負債合計	44,921	繰延税金資産の純額	102,700
ソフトウェア償却超過額	19,234																																																														
敷金償却否認	1,758																																																														
会員権評価損否認	3,016																																																														
賞与引当金	45,190																																																														
役員退任慰労引当金	13,400																																																														
退職給付引当金	43,589																																																														
その他有価証券評価差額金	4,360																																																														
未払事業税	26,121																																																														
その他	7,961																																																														
繰延税金資産小計	164,634																																																														
評価性引当額	17,351																																																														
繰延税金資産合計	147,282																																																														
その他有価証券評価差額金	31,829																																																														
繰延税金負債合計	31,829																																																														
繰延税金資産の純額	115,453																																																														
ソフトウェア償却超過額	21,106																																																														
敷金償却否認	2,112																																																														
会員権評価損否認	2,737																																																														
電話加入権評価損	1,473																																																														
賞与引当金	44,393																																																														
役員退任慰労引当金	10,607																																																														
退職給付引当金	44,379																																																														
その他有価証券評価差額金	834																																																														
未払事業税	28,943																																																														
その他	7,965																																																														
繰延税金資産小計	164,554																																																														
評価性引当額	16,932																																																														
繰延税金資産合計	147,622																																																														
その他有価証券評価差額金	44,921																																																														
繰延税金負債合計	44,921																																																														
繰延税金資産の純額	102,700																																																														
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																																																														
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。																																																														

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6,054千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。	この税率変更により、繰延税金資産は8,121千円減少（繰延税金負債の金額を控除した金額）し、その他有価証券評価差額金は4,512千円増加し、法人税等調整額は12,634千円増加しております。
--	---

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	その他	合計
3,743,361	783,275	36,321	4,562,958

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,082,852	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	862,207	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	508,938	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
4,798,832	941,707	5,740,540

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,217,451	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	999,395	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	458,012	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	3,425,909	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等 役員の兼任	利息の支払 (*)	9,143	短期借入金	-

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社と同一の親会社をもつ会社	農中信託銀行(株)	東京都千代田区	20,000	金融業	-	当社投資信託に係る受託業務、投資信託の運用助言等 役員の兼任	投資助言報酬の支払	416,505	未払手数料	45,115

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	利息の支払 (*)	5,418	短期借入 金	-

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社と 同一の 親会社 をもつ 会社	農中信託 銀行㈱	東京都 千代田区	20,000	金融業	-	当社投資信託に 係る受託業務、 投資信託の運用 助言等 役員の兼任	投資助言報 酬の支払	645,735	未払手数料 料	10,014

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	216,411円15銭	234,318円81銭
1株当たり当期純利益金額	16,992円89銭	25,545円59銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益金額（千円）	670,527	998,950
普通株主に帰属しない金額（千円）	18,000	18,000
（うちＡ種種類株式配当額(千円)）	(18,000)	(18,000)
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	652,527	980,950
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400	38,400

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	11,328,188	12,015,842
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	3,018,000	3,018,000
（うちＡ種種類株式払込金額(千円)）	(3,000,000)	(3,000,000)
（うちＡ種種類株式配当額(千円)）	(18,000)	(18,000)
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	8,310,188	8,997,842
１株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	38,400	38,400

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第23期中間会計期間 (平成27年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		3,036,859
分別金信託		100,000
有価証券		28,179
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		1,000,000
前払費用		111,733
未収委託者報酬		1,248,896
未収運用受託報酬		289,225
未収投資助言報酬		152,858
未収収益		5,955
繰延税金資産		79,968
その他		6,905
流動資産計		6,060,583
固定資産		
有形固定資産	1	120,691
建物		98,004
器具備品		22,687
無形固定資産		2,456
投資その他の資産		7,731,992
投資有価証券		578,202
その他の関係会社有価証券		7,000,000
長期差入保証金		79,929
長期前払費用		996
会員権		6,700
繰延税金資産		40,449
その他		25,715
固定資産計		7,855,140
資産合計		13,915,724

		第23期中間会計期間 (平成27年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		253,210
未払金		463,905
未払費用		111,200
未払法人税等		418,994
未払消費税等		63,288
前受運用受託報酬		51,494
賞与引当金		125,562
流動負債計		1,487,656
固定負債		
退職給付引当金		135,742
役員退任慰労引当金		19,500
固定負債計		155,242
負債合計		1,642,898
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		7,229,487
別途積立金		6,305,000
繰越利益剰余金		924,487
利益剰余金計		7,303,527
株主資本計		12,223,527
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		49,299
評価・換算差額等計		49,299
純資産合計		12,272,826
負債純資産合計		13,915,724

(2) 中間損益計算書

		第23期中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		2,448,416
運用受託報酬		665,364
投資助言報酬		133,519
営業収益計		3,247,299
営業費用		
支払手数料		494,644
その他		608,263
営業費用計		1,102,908
一般管理費	1	957,854
営業利益		1,186,537
営業外収益	2	39,899
営業外費用	3	3,783
経常利益		1,222,654
特別損失	4	251
税引前中間純利益		1,222,402
法人税、住民税及び事業税		402,334
法人税等調整額		2,907
法人税等合計		405,241
中間純利益		817,160

(3) 中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	5,805,000	1,124,526	7,003,566	11,923,566
当中間期変動額								
剰余金の配当						517,200	517,200	517,200
別途積立金の積立					500,000	500,000	—	—
中間純利益						817,160	817,160	817,160
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	500,000	200,039	299,960	299,960
当中間期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	6,305,000	924,487	7,303,527	12,223,527

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	92,275	92,275	12,015,842
当中間期変動額			
剰余金の配当			517,200
別途積立金の積立			—
中間純利益			817,160
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	42,976	42,976	42,976
当中間期変動額合計	42,976	42,976	256,984
当中間期末残高	49,299	49,299	12,272,826

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第23期中間会計期間 （平成27年9月30日）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	154,320千円

（中間損益計算書関係）

第23期中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	7,353千円
無形固定資産	16千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	24,485千円
有価証券利息	15,207千円
受取利息	180千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	3,782千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	251千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	499,200	13,000	平成27年3月31日	平成27年6月26日
	A種種類株式	18,000	1,200	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第23期中間会計期間（平成27年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,036,859	3,036,859	-
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	606,382	606,382	-
(3)その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	8,000,000	8,021,350	21,350
資産計	11,643,241	11,664,591	21,350

（*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

証券投資信託の時価は、平成27年9月30日における基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第23期中間会計期間（平成27年9月30日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	7,750,000	7,771,350	21,350
	小計	7,750,000	7,771,350	21,350
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	-
	小計	250,000	250,000	-
合計		8,000,000	8,021,350	21,350

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	495,432	414,571	80,861
	小計	495,432	414,571	80,861
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	110,949	119,047	8,098
	小計	110,949	119,047	8,098
合計		606,382	533,618	72,763

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間（平成27年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第23期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第23期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第23期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
2,698,491	548,808	3,247,299

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	706,814	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	573,338	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	320,020	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬ならびに投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第23期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第23期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第23期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	241,479円86銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	12,272,826
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	3,000,000
（うちA種種類株式払込金額）（千円）	(3,000,000)
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	9,272,826
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の 普通株式の数（株）	38,400

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	21,280円22銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	817,160
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	817,160
普通株式の期中平均株式数（株）	38,400

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 真 敏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾 礎 樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	大 村	真 敏	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	長 尾	礎 樹	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの第 2 3 期事業年度の中間会計期間（平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 9 月 3 0 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成 2 7 年 9 月 3 0 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 9 月 3 0 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。